

令和3年9月10日

保護者様

加古川市教育委員会

緊急事態宣言延長期間中の学校における対応について

現在、兵庫県に発出されている緊急事態宣言が9月30日まで延長されることになりました。緊急事態宣言が延長されている期間（9月13日～9月30日）は、以下のとおりといたします。なお、今後の感染状況により変更される場合があることを申し添えます。

記

1 登校方法

通常登校とします

2 学校生活における感染症対策

(1) 3密の防止

- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います
- ・児童生徒の間隔を、1mを目安に学級内で最大限の間隔を取るよう配席します
- ・基本的には常時マスク（可能な限り不織布マスク）を着用します
- ・登下校時はマスクを着用し、マスクをはずしての会話を行わないことを徹底します
ただし、体育科の授業などは、熱中症対策としてマスクを着用せず、マスクをはずしての会話を行わないことを徹底します
- ・飛沫を飛ばさないような席の配置、会話の際にはマスクの着用を徹底します

(2) 検温及び出欠

- ・家庭での毎朝の検温及び体調管理の徹底をお願いします
- ・発熱、咳、だるさなど風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合は「出席停止」となりますので、自宅での休養を徹底してください。なお、学校再開は症状が改善した翌日からとします（同居家族に風邪症状（ワクチン接種後を含む）が見られる場合やPCR検査を受けている場合も同様とします）

3 教育活動

- ・県内外ともに泊を伴う活動は延期します
- ・長時間、近距離で対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動、近距離で活動する運動、実験・観察、共同制作など、感染リスクが高い教育活動は行いません
- ・校外から大人数を呼び込むような校内行事を実施する場合には、マスク着用、消毒など感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、1回あたりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を徹底します

4 部活動

- ・原則休止とします
- ・全国大会につながる大会ならびに中体連新人戦への参加は可とし、その場合に限り、感染症対策を徹底したうえで、3週間前から活動日を精選し、平日2時間以内、土日のうちいずれか1日3時間以内の実施とします。なお、練習試合は行いません
※文化祭等が最終学年にとって部活動の最終発表会となっている場合は、大会と同様に扱います
- ・いずれの場合においても、部内で感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、全ての部活動を1日は休止し、感染対策を確認することとします

5 学級閉鎖等の目安

学級閉鎖等については、文部科学省初等中等教育健康教育・食育課による「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」(第1版)を目安としますが、状況等が様々なため、感染者数だけでなく感染状況等を鑑み、教育委員会と保健所等で総合的に判断します

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン (第1版)」 概要

1 学級閉鎖

学級内で感染が広がっている可能性が高い以下のいずれかの状況に該当する場合、実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者が必要と判断した場合
(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

【期間】7日程度とし、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

2 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、実施する。

3 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、実施する。

6 臨時休業時における出欠の取扱い

- ・学年の全部を休業した場合は、授業日数に含めません
- ・学年の一部を休業した場合は、「出席停止」とします

7 臨時休業時における児童クラブの対応

- ・学級閉鎖実施期間中、該当学級の児童は児童クラブに登所できません

8 その他

- ・感染の不安・心配の理由がある場合は、欠席とはなりませんので、学校に連絡をお願いします
- ・休日や放課後の不要不急の外出は控え、うがい・手洗いを励行してください
- ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、行き帰りにはマスク(可能な限り不織布マスク)の着用を徹底させてください。また、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は、参加しないようにしてください
- ・施設利用については、活動時間の短縮や参加人数の制限など感染症対策を講じたうえで20時までの利用を認めます。なお、児童生徒が参加する場合は、活動時間を平日2時間以内、休日3時間以内とします